

## 全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	行政視察報告	2
4	議 題	7
(1)	提出議員案について	7
①	義務教育における給食費無償化を求める意見書	7
(2)	提出議案について	9
①	令和6年度矢板市一般会計補正予算（第3号）	9
(3)	協議事項について	11
①	会議期間、議事日程、議案及び議員案の取扱いについて	11
(4)	報告事項について	11
①	株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について	11
②	旧矢板市きずな館の今後の方針について	14
③	矢板市国民健康保険条例の一部改正について	16
④	栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	17
⑤	環境関連計画の令和5年度実績について	18
⑥	矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について	24
⑦	市道路線の認定について	25
⑧	事故報告について	27
⑨	事故報告について	28
⑩	令和6年度全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結果について	28
5	その他	30
6	閉会	30

日 時 令和6年8月22日(木) 午前10時00分～午前11時16分  
場 所 議場

○ 出席者

---

【 議員 14人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由 紀 夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 説明員 】

- ① 市長 森 島 武 芳
- ② 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ③ 秘書広報課長 宮 本 典 子
- ④ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑤ 健康福祉部長兼社会福祉課長 沼 野 晋 一
- ⑥ 健康増進課長 高 橋 理 子
- ⑦ 市民生活部長兼生活環境課長 山 口 武
- ⑧ 経済部長兼農林課長兼農業委員会事務局長 村 上 治 良
- ⑨ 建設部長兼建設課長 柳 田 豊
- ⑩ 教育部長兼教育総務課長 佐 藤 裕 司
- ⑪ 教育監 小 原 智 江 子
- ⑫ 上下水道事務所長兼水道課長 柳 田 恭 子

【 欠席議員 】

なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 星 哲 也
- ② 副主幹 粕 谷 嘉 彦
- ③ 副主幹 佐 藤 晶 昭

## 1 開 会

---

○議長（佐貫薫） おはようございます。本日から全員協議会のライブ配信も開始をいたします。

全員協議会を開会いたします。

初めに市長から御挨拶があります。 (10:00)

## 2 あいさつ

---

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第 397 回随時会議を開催いただきまして誠にありがとうございます。

今回、市当局から提出いたします案件は、報告事項 1 件及び補正予算 1 件の計 2 件でございます。提出議案及び各報告事項につきましては、所管の部課長から説明をいたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

## 3 行政視察報告

---

○議長 ありがとうございます。

それでは、3 行政視察報告を行います。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（神谷靖） 過日実施いたしました、総務常任委員会行政視察研修について御報告申し上げます。

総務常任委員会では、去る 7 月 1 日から 7 月 3 日までの 3 日間、総務常任常務委員会委員 7 名と議会事務局 1 名及び執行部 1 名の計 9 名により、行政視察を実施いたしました。

視察先は、福島県会津若松市、山形県西川町、山形県長井市の3自治体になります。

1日目、福島県会津若松市は、スマートシティの取組の全体像と、行政領域の取組をテーマに視察をいたしました。会津若松市は、人口減少問題と東日本大震災からの復興という課題を解決するため、若者に魅力的な仕事を創出することを目的に、デジタル社会の実現に向けたスマートシティに取り組み始めました。地元のICT専門大学である会津大学と技術戦略コンサルティング会社のアクセンチュア株式会社との提携により、ICT関連企業の拠点となるサテライトオフィス、スマートシティA i C Tの誘致やデジタル情報基盤となる都市OS会津若松プラスを構築いたしました。現在は、2021年に設立された一般社団法人A i C Tコンソーシアムにより、民間主導でスマートシティ会津若松の取組が推進されております。

スマートシティ推進に当たり指針を策定して運用をしており、特に個人情報を取り扱うため、事前に本人の同意を得るオプトイン型のデータ利活用と、地域・市民・企業の三方それぞれにメリットがある三方良しルールは重要との説明がございました。

コンソーシアムによって、モビリティ、フィンテック（決済）、地域活性化、食・農業、観光、ヘルスケアなど、12の分野について、ビッグデータを活用したデジタル化を進め、地域全体の連携や効率化を図り、「暮らし続けたいまちの実現」に取り組んでおります。

2日目、山形県西川町は、「持続可能なまちづくりへの施策と新規事業に取り組むための組織改革」をテーマに視察をいたしました。西川町は百名山の月山を擁する自然豊かな町ですが、人口がピーク時の3分の1以下の5,000人を割り込み、高齢化率も47%と高くなっている危機的な町の状況に対して、

町長のリーダーシップの下、職員が一丸となって町の活性化に取り組んでおり、特に昨年度新設された「つなぐ課」と「かせぐ課」が推進役となっております。つなぐ課は、町民と町をつなぐ係と関係人口・企業と町民をつなぐ係があり、今までに全世帯へのタブレット配備をして、情報配信やアンケート収集など、町と町民をつなげる事業や関係人口の取組として、若者を対象にした「A I 謎解き観光」、富裕層を対象にした「温泉ガストロノミー」や「小学・保育まるごと留学」などの事業を行っております。

また、かせぐ課は町独自の事業による財源確保のため、国の補助金制度の研究活用及びサウナ事業や非代替トークン（N F T）などにより、歳入アップを図っております。

以上については、地域活性化起業人、地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターンなど、人的支援も有効に活用し、新しい事業を次々に実現して、町の活性化を行っており、その結果、令和5年度は初めて社会増減がゼロになったという報告がございました。

3日目、山形県長井市は「スマートシティ長井実現事業」をテーマに視察をいたしました。長井市は山形県南部に位置し、ローカル鉄道の山形鉄道フラワー長井線で鉄道マニアには知られたまちであります。今回の行政視察においては、会津若松市と同じスマートシティをテーマにした視察となりましたが、双方の取組については大きな違いがありまして、両自治体の取組を比較いたしますと、共通点としては両自治体とも地域の人口減少に対して、I C T等のデジタル技術を使って市民の利便性向上や地域活性化に向けた取組をしています。そして地方創生を実現しようとしています。紹介された取組ではいずれの自治体でも地域通貨を導入しており、地域経済の活性化に必要なものとなっております。ただし、長井市は全世代に使えるカードで発行していることが

特徴となっております。(カードを見せながら) こういうカードで運用されているということです。相違点としては、長井市は地域通貨以外の事業は個人情報に関係しない施策が多く、また、各種施策から得られるデータの統合・利活用の方法が異なっております。会津若松市は都市OSにより管理していますが、長井市はBIツールで対応しているという点が大きな違いとなっております。長井市では、都市OSは小さな自治体には費用対効果が悪いと話されておりました。また、スマートシティに対する取組体制が大きく異なっているところが相違点となっております。

最後に三つの自治体で共通していることは、地域課題解決のため、民間の力や外部人材を有効に活用していること、そして国の補助制度を大いに活用して、地域活性化に取り組んでいることです。以上を踏まえ、矢板市のデジタル社会の実現に向けて、当委員会においても、このデジタル化の検討をしっかりと進めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長 次に、教育福祉産業常任委員長の報告を求めます。

○教育福祉産業常任委員長(宮本莊山) 御報告申し上げます。教育福祉産業常任委員会では7月8日から10日の3日間、宮城県大和町、岩手県紫波町、福島県三春町の三つの自治体を視察しました。

まず、宮城県大和町では企業誘致の成功事例を学び、工業団地整備についてのヒントを得ることができました。大和町では、山林を造成した工業団地整備、水資源などのインフラ整備、企業との信頼関係構築により多くの企業が進出し、人口増加と経済成長を実現しました。魅力的な企業が存在し、関連企業がさらに集積され、人が行き交い、経済活動が行われ資金が循環する。地域が活性化する様子を大和町で感じるすることができました。

次に、岩手県紫波町図書館においては、図書館を中核とした公民連携による地域活性化の取組について視察しました。紫波町では民間と協力し、図書館や町役場を中心にスポーツ施設、商業施設、保育園、医療施設など様々な生活基盤となる施設を集約整備しております。その中で、図書館は地域住民が集い、様々な企画やイベントを行うなど、交流できる複合的な拠点として位置づけることで地域活性化につなげておりました。ソフト面とハード面を組み合わせることで公共サービスの価値の最大化を図ることが重要であると感じました。

最後に福島県三春町においては、廃校を就労支援B型事業所として活用する事例を視察しました。三春町では、事業者が農福連携を目指し、農業施設を考えていましたが断念し、主に部品製造の作業所として活用しています。現在では、施設利用者が農家の手伝いや学校などの施設の草刈り・清掃を行うなど、地域と調和した施設となっています。農福連携施設を断念した経緯には、コンクリート造による改修の制限が影響しています。廃校の活用には、特殊な間取りである校舎の特性を理解することが必要であり、事業内容や改修について行政と事業者が連携していくことが望まれます。

以上、今回の視察を通じまして、これからの矢板市の発展につなげるため、矢板市政について新たな視点で調査研究してまいろうと考えております。なお、視察の詳細については、後ほど視察報告書を御覧いただければと思います。

報告は以上です。

○議長 以上で、行政視察報告を終わります。詳細については、事務局に報告書を保管しておきますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

## 4 議 題

### (1) 提出議員案について

#### ① 義務教育における給食費無償化を求める意見書

○議長 4 議題に進みます。(1) 提出議案について、①について説明を求めます。

○小林議員 議員案第1号 「義務教育における給食費無償化を求める意見書」  
憲法26条第2項「義務教育は、これを無償とする」と規定しているが、同条同項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当であるというのが通例であり、現在は教科書無償措置法により教科書も無償となっている。しかし、給食費は1954年（昭和29年）、学校給食法第11条にて、「学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」と規定され無償とはならず、現在に至っている。それから社会情勢も大きく変わり、家庭で支払うのが一般的であった給食費を公費で賄う動きが広がっている。そのきっかけになったのが新型コロナウイルスの流行である。

2023年（令和5）年9月に文部科学省の行った給食費無償化の全国調査で小・中学校とも完全無償化は3割、条件付きを含めると約4割の自治体が給食費無償化に取り組んでいる。無償化に取り組む自治体が増えたのは、新型コロナウイルス対策でできた地方創生臨時交付金が大きな要因であった。この調査結果から6割の自治体では給食費無償化がされず、保護者の経済的負担軽減と格差是正が求められる。

その子育て世代の経済状況について、2022年（令和4年）国民生活基礎調査によると、2021年（令和3年）の貧困線は127万円で、相対的貧困率は15.4%となっている。国民の6.5人に一人が貧困状態にある。子育て世帯は、世帯総数5,431万世帯中18.3%の991万7千世帯であり、母子世帯は56万5千世帯



で世帯総数の 1.0%である。また、「子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯」の貧困世帯は 44.5%で、約 2 世帯に 1 世帯が貧困状態である。そして、生活意識調査では、母子世帯の 75%が「苦しい」と回答している。

このような状況から、給食費無償化は子育て世帯、特に母子世帯にとっては経済的支援となることが望まれるため、国策として給食費無償化に取り組まれることを強く要望し、下記の事項を実施されるよう求める。

- 1 義務教育諸学校における学校給食費に関し、学校給食を受ける生徒の保護者の経済的負担の軽減と、育ち盛りの全ての子供に平等・公平の理念の下、安定した食事を提供する観点から、学校給食費は公費で賄えるようにすること。
- 2 憲法では義務教育は無償とすることが明記されており、学校給食もこれに含まれるものとする。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。令和 6 年 8 月 22 日、矢板市議会議長佐貫薫。内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、厚生労働大臣あて。

○議長 説明終わりました。御質疑等ありませんか。

○神谷議員 反対するものではございませんが、今、国のほうでもこの給食費の無償化というのは取組が行われております。こども家庭庁が発出しているこども未来戦略においても、先ほど調査ということがございましたけども、この未来戦略において調査が行われております。それで、その調査に基づいて今後どのように対応していくのかということ、本格的に検討を行っていくという政府の方針ですので、そういうことが行われているということを申し添えておきます。

以上です。

○議長 御意見ということでよろしいですか。

○神谷議員 はい。

○議長 承りました。他にありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 提出議案について

---

① 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第3号）

---

○議長 次に（2）提出議案について、①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

議案第1号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。今回の補正予算は、令和6年の所得税及び令和6年度の住民税におきまして、定額減税しきれないと見込まれる納税義務者への給付、いわゆる調整給付に係る給付金の追加計上でございます。

それでは補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第1号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第3号）、以下の朗読は省略させていただきます。次のページ、2ページ、3ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては15款国庫出金で補正を行っております。歳入補正額は6,603万円、歳入総額は149億8,289万2,000円となります。下の歳出につきましては、3款民生費で補正を行っております。歳出補正額は6,603万円、歳出総額が149億8,289万2,000円となります。それでは予算に関する説明書で続いて御説明してまいります。予算に関する説明書の4ページ、5ページになります。まず、2の歳入でございます。15款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援給付金給付事業に係る国からの交付金でございます。補助率は10分の10でございます。

続きまして3の歳出でございます。3款1項1目社会福祉総務費の低所得世帯支援給付金給付事業は、低所得世帯や定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対して給付金を給付する事業でございます。この事業につきましては、一般会計補正予算第2号で関連する予算を計上しておりますが、調整給付に係る扶助費の不足分を今回追加計上するものでございます。一般会計補正予算第2号におきましては、令和6年度の個人市民税の課税額が確定する前であったため、国から示されました数値を基に扶助費を計上しておりました。国から示されました数値でございますが、一人当たりの給付基準額は2万円でございます。これは1万円単位で最大4万円を給付いたしますので、平均の2万円ということでございました。また、扶養親族を含む給付対象者の数は、令和4年度の課税データを基に国が全国一律の計算式で算定しておりまして、本市は約7,900人ございました。本市ではそこに500人を上乗せいたしまして、給付対象者数を8,400人と見込んで予算計上しておりました。このほど、令和6年度の個人市民税の課税額が確定いたしまして、そのデータを基に国が用意いたしました給付金算定ツールを用いて給付額の計算をした結果、当初の見込よりも給付対象となる扶養親族の数が増加したことなどによりまして、不足分を追加計上するものでございます。なお、調整給付額の平均は約2万2,800円となりまして、給付対象者の数は約1万200人となっております。この給付対象者のうち、扶養親族の数につきましては、当初は約2,600人で計上しておりましたけれども、算定の結果1,700人増加いたしまして、約4,300人となっております。

説明は以上となりますどうぞよろしくお願いたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(3) 協議事項について

---

① 会議期間、議事日程、議案及び議員案の取扱いについて

---

○議長 次に(3)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長(石井侑男) 会議期間、議事日程、議案及び議員案の取扱いについて御協議申し上げます。

第397回随時会議の議会運営については、去る8月19日午後1時30分から、第2委員会室において、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について、慎重に協議した結果、この随時会議の会議期間は本日1日と決定いたしました。

議案及び議員案の取扱いにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、即決でお願いいたします。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます、報告いたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議会運営委員長説明のとおり、御協力をお願いいたします。

(4) 報告事項について

---

① 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について

---

○議長 次に、(4)報告事項について、①について説明を求めます。

○農林課長(村上治良) 報告第1号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の

提出について御報告いたします。

なお、報告事項の朗読を省略させていただきまして、その概要について御説明させていただきます。この件につきましては、矢板市の出資法人である株式会社やいた未来の経営状況に関する説明書として、法の定めに従い提出するものであります。

資料の1ページを御覧ください。第6期（令和5年度）の事業報告でございます。1、企業の現況に関する事項、（1）の全般的な営業の概況についてですが、株式会社やいた未来は、平成31年4月から道の駅の管理業務を引き継ぎ当期で丸5年が経過いたしました。業務に当たっては、農産物直売所において、商品の拡充、陳列の見直し、品切れの削減及び営業時間の延長など、様々な対策を実施しております。当期も、地元生産者の多大な協力の下、新鮮で安心安全な地域野菜はもとより、加工品、惣菜など十分な商品供給を受け、売上高を伸ばすことができました。その結果、令和5年度施設全体の売上高は、令和4年度と比較しまして、約1,100万円増の2億1,202万6,000円となり、過去最高を更新しております。利益面につきましても、当期純利益は前期と比較しまして、約908万円増の2,299万4,000円と順調な業績となり、今年度6月株主に対して20%の配当を行ったところであり、詳細は資料に「決算報告書」として、「貸借対照表」、「損益計算書」、「支出した各科目の計算内訳」「監査報告書」などを添付いたしましたので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、資料の11ページから御覧ください。こちらは第7期であります本年度の事業計画及び予算についてでございます。初めに「矢板市道の駅施設」についてですが、当期も「道の駅」の管理運営を行うに当たり、引き続き道の駅の公益的な役割を果たしながら、利益目標の達成を目指しまして、事業計画に定めた各項目を実行してまいります。また、事業予算につきましては、

今年3月、令和5年度決算前に編成したため、収入、営業利益とも令和5年度を下回る値となっておりますけれども、現状では前年度を上回る実績となっておりまして、今年度におきましても、前年度と比較しまして、増収増益を目指して取り組んでまいります。

次に、資料の12ページ、「矢板市城の湯やすらぎの里」につきましては、本年4月2日に「宿泊棟」を新たに設置しリニューアルオープンしたところでございます。この夏休み期間中に、スポーツ合宿などの誘致によりまして、県内外からアマチュアスポーツ団体が集まってきておりますので、今後も事業計画を確実に実行し、関係人口や交流人口の増加につなげ、「アマチュアスポーツをやるなら矢板で」というような地域ブランド構築の一つとして、城の湯温泉センター宿泊棟の活用を図ってまいります。また、事業予算につきましては、収支差額ゼロとなっておりますが、指定管理により運営されている「文化スポーツ複合施設」や「山の駅たかはら」と連携して、利用者の増加を図っていくことで、売上の確保に努めてまいりたいと考えております。株式会社やいた未来の経営状況報告書の提出につきまして、説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○石井議員 道の駅については、以前から駐車場が狭い、売り場が狭いというような御指摘があったと思う。そういう中で、今後そういった課題には迅速に対応してもらいたいと思うのですが、どういう考えでそういった課題に取り組んでいくのかをお聞かせください。

○農林課長 石井議員の御質問にお答えいたします。これまでの課題、駐車場や売り場面積が狭いというような御質問でございます。

こちらは、株式会社やいた未来のほうでも、これまでも認識しておりまして、確かにお客様のほうからも駐車場が狭いというのは、これまでも言われてきた

ところでございます。所管課としても把握しておりますけれども、今後、矢板市の公共施設等の整備状況も踏まえまして、現在ある駐車場、図書館の前ですとか、そちらのほうは活用しておりませんので、そちらに御案内するとか、休日等は生涯学習館の前のスペースを空けて利用をしていただくとか、そのような限られた中で努力しているところでございます。

また売り場につきましては、施設の中なので、建物の面積等も限られております。その中でレジを増やしてお客様の滞留をできるだけ止めないような形で行っておりますので、スペース的な限界がございますが、お客様に迷惑のかからないような流れで、現在対応しているところでございますので、こちらとしてはできる限りのことを今施設でも行っておりますので、お客様の御意見は、確かにこちらも承っておりますので、理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。他に御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

## ② 旧矢板市きずな館の今後の方針について

---

○議長 次に、②について説明を求めます。

○社会福祉課長(沼野晋一) 旧矢板市きずな館の今後の方針について御報告いたします。資料を御覧ください。旧矢板市きずな館につきましては、令和6年度の当初予算の審議の際、旧矢板市きずな館を取り壊し更地にした後、土地を売却する旨説明をさせていただきました。その際、旧矢板市きずな館が所在する市有地の売却に当たり、建物解体の有無による経費及び売却額の比較を行うべきとの意見を受けたところでございます。そこで、資料のとおりパターン

1として、市が建物を解体し更地にして土地を売却。パターン2として、土地の売却価格から建物解体費用相当分を差し引いて売却。パターン3として、土地建物を現状のまま売却。この三つのパターンについて、固定資産税評価額ベースでの比較検討を行ったところでございます。検討の結果、パターン3の現状のまま土地建物を売却することといたしました。これは、三つのパターンのうち、収益性が一番高いこと。また、建物については昭和55年建築で44年経過しておりますが、建物の維持修繕を行うことで利用は可能かと思われまので、現状のまま建物付きで土地を売却することといたしました。今後は、土地建物の鑑定評価を業務委託し、価格確定後に公売を開始する予定であります。

なお、一定期間での募集において購入希望者が現れない場合は、売却予定価格から建物解体費用を差し引いた価格での売却のパターン、パターン2の方向で再募集を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長 説明終わりました。御質疑等はありませんか。

○渡邊議員 旧矢板市きずな館に関しましては、かなり様々な意見が出ていたと思ひまして、今回こういう形で検討していただいていることは、ありがとうございます。建物を売却ということで、今検討していくということだったのですが、見た目には本当に綺麗な建物ですし、中もかなりいろいろ改修とかしていますので、解体とか色々な意見があった場合には、その辺の説明をきちんとした上でやっていただき、後になってトラブルにならないような形で、細かく説明しながらぜひ良い方向に行くことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 御意見ということですか。



○渡邊議員 意見ということでお願いいたします。

○議長 他に御質疑等がございますか。

○石井議員 この売却に当たって三つのパターンが示されておりますが、建物だけ売却、土地は土地で売却というような方法もあってもいいのかなと個人的には思っていますけど、そういったことは検討する余地もございませんか。

○社会福祉課長 現在は土地建物共に売却するというところで考えているところでございます。この方針でいきたいと考えております。

○議長 石井議員よろしいですか。

○石井議員 はい。

○議長 その他ございますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

### ③ 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

---

○議長 次に③について説明を求めます。

○健康増進課長(高橋理子) 矢板市国民健康保険条例の一部改正について御報告いたします。

資料を御覧ください。国の法改正によりまして、本年12月2日以降、従来の被保険者証等は廃止され、保険証の利用登録がされたマイナンバーカードを基本とする仕組みに移行されます。このことに伴い、国民健康保険法の一部が改正されるため、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、被保険者証が廃止されることに伴う項ずれへの対応と、国民健康保険税を滞納している世帯主に対する被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定の削除になります。施行日は令和6年12月2日です。こ

の体制条例案は、次の定例会議に議案として提出いたしますので、よろしくお願いたします。

報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ④ 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

---

○議長 次に、④について説明を求めます。

○健康増進課長 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について御報告いたします。

先ほど御説明いたしました国民健康保険条例の一部改正と同様の理由によりまして、令和6年12月2日以降現行の後期高齢者医療被保険者証等が廃止されるため、栃木県後期高齢者医療広域連合の規約におきまして所要の改正が必要となるものでございます。この規約の変更に当たりましては、地方自治法の規定により広域連合を組織する地方公共団体の議会の議決が必要となります。つきましては、こちらも次の定例会議に議案として提出いたしますのでよろしくお願いたします。

報告は以上です。

○議長 説明終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

## ⑤ 環境関連計画の令和5年度実績について

---

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○生活環境課長（山口武） 環境関連計画の令和5年度の実績について報告をいたします。

まずは矢板市環境基本計画の令和5年度の実績を報告いたします。矢板市環境基本計画はカーボンニュートラルの実現に向けた施策と気候変動に適應する生活環境の改善や、自然環境の保全等への対応を含む計画としております。令和4年度から令和13年度の10年間、これを計画期間とし五つの大綱と16の施策の柱、51の目標指標と目標値、これを設けてございます。

それでは令和5年度の実績について資料1を御覧いただきたいと思ひます。総括表を飛ばしまして、こちらの3ページから説明をしたいと思ひます。施策大綱の1「気候変動に対する取組を進め、地球環境にやさしいまちをめざします」こちらの(1)の①「省エネルギー対策に関すること」の2項目目でございます「温室効果ガス削減」この目標値15万3,000t。こちらにつきましては2013年の排出量の46%、この削減値となります。令和5年度の実績値につきましては18万2,000tでございます。こちらは環境省が算出した自治体排出量カルテ、こちらの令和3年度の矢板市の数値を使用しております。次に③「再生可能エネルギーの導入拡大に関すること」の2項目目「公共施設冷暖房設備に再生可能エネルギーを活用」につきましては、令和5年4月にオープンしました矢板市文化スポーツ複合施設、こちら県内の公共施設で初めて省エネルギー設備を備えた先進建築物としてZEB Ready、この認証を受けております。また、避難所となっている公共施設、こちらへの再エネ省エネ設備の導入基本設計、これを実施いたしました。次に4ページを御覧いただきたいと思ひます。中段の(2)「気候変動適応対策の推進」の②「塩谷広域

行政組合及び構成市町との連携」につきましては、すでに緩和策といたしましてごみ処理施設エコパークしおや、こちらにおいて余熱利用による発電を行っております。今後も適応策、こちらの連携を近隣市町と共に検討してまいりたいと考えてございます。

次に5ページを御覧いただきたいと思います。施策大綱の2「生活環境を維持・改善し、一人ひとりが住みよい、快適な環境のまちをめざします」の中段の下でございます(2)の①でございます「不法投棄、ポイ捨て防止等の推進」「不法投棄監視員による回収量の減少」、これにつきましては、令和2年度に家庭ごみが常習的に捨てられているポイントを徹底的に収集監視することで、令和5年度にその効果が現れ減少したものと考えてございます。続きまして6ページを御覧いただきたいと思います。中段(3)の②の1項目目「高齢者世帯に対応可能な生活ゴミ出しボランティア体制の構築」につきましては、令和5年度にY A I T Aごみ出し応援プロジェクトとして、事業内容を固めましてボランティアを募集いたしました。本年度の4月1日より実施をしておりますが、現在10名のボランティアで対応している状況でございます。次の「ステーション回収品目の追加」につきましては、広域処理等の関係もございますので、まずはリサイクル率の向上と併せまして、プラスチック類、発泡スチロール等の回収拠点のあり方も含め検討を進めてまいります。

次に7ページを御覧いただきたいと思います。(4)の②「良好な都市環境の創造」こちらの「空き店舗等改修補助金件数」につきましては、目標値これは年間2件となっております。ただいまのところ累計で12件でございます。次の「空き家バンク成約件数」でございますが、国の空き家対策への取組ですとか、あとは住宅資材の高騰などによりまして中古住宅が注目を集めまして、市の暮らしのびのび定住補助と相まって伸びてきている状況でございます。

次に8ページを御覧いただきたいと思います。施策大綱の3「生物多様性を保全し、人と自然が共生できるまちづくりをめざします」こちらの(1)の①2項目目「八方ヶ原観光入込数」でございますが、こちら9月に大雨がございまして県道56号、こちら約1か月間通行止めになりました。これによって入込数が減少しております。ちなみにですけれども、令和4年度の9月の入込数これが2万2,538人でございますので、通行止めがなければ令和4年度を上回ったものと思われまして、9ページ飛びまして10ページを御覧いただきたいと思っております、中段の②でございます。「特定外来生物の未発見状態の維持・継続」につきましては、令和5年の6月にアメリカザリガニとアカミミガメこちらが条件付特定外来生物に指定されましたので、対策につきましては県と連携を図り取り組んでいきたいというふうに考えてございます。一番下の指標の「市民協働の活動の実施」及び11ページになりますが、(2)の「環境保全活動の指導者や団体等の育成」、これにつきましては、次の12ページ(4)こちらの環境文化都市やいた創造会議の活動と併せまして、事業展開を図っていきたくて考えてございます。令和5年度の環境文化都市やいた創造会議の活動につきましては、地域おこし協力隊で組織しております、矢板地域デザイン研究所と連携しまして、長井小学校跡地においてみんなのエコ広場を開催いたしまして、木工ワークショップ、サイレントフェスなどを実施いたしまして、約120名の方に御参加をいただいております。また12ページの施策の大綱5「持続可能な地域づくりの検討をすすめます」こちらの(1)につきましても、矢板地域デザイン研究所ですとかあとは矢板地域支援センターTAKIBIなどの地域おこし協力隊と連携を図りながら、研究部会の創設を検討していきたくて考えてございます。(2)の「未来技術の導入促進」につきましては市役所においてDX推進本部を設置しまして、先進技術の導入について検討を進めております。以上

が環境基本計画の令和5年度の実績となります。

次に、「矢板市気候変動対策計画」、こちらの実績について報告をいたします。矢板市気候変動対策計画は令和5年3月に策定されましたので、今回が初めての実績報告となります。実績につきましては計画書の第6章CO<sub>2</sub>排出量削減のための対策、重点施策の実績、これを取りまとめたものを資料2により報告したいと思っておりますので、御覧いただきたいと思っております。

資料2の取組の1項目目「省エネルギー・省資源対策」、こちらの対策の1番目「建築設備の高効率化、断熱等によるZEB、ZEH化の推進」、こちらにつきましては先ほど申し上げたとおり、令和5年度にオープンしました矢板市文化スポーツ複合施設、こちらのZEB Ready取得がございます。対策の2番目「省エネ・脱炭素製品への切り換え推進」、こちらには省エネ家電購入費補助費補助金と省エネ家電・給湯器補助金により、家庭並びに事業所で568件の省エネ家電の切り換えを実施いたしました。令和4年度にコロナ臨時対策交付金で実施しました同施策と合わせまして、家庭を対象とした件数が679件で全世帯数の約5%に達しておりますことから、啓発効果としては高まったものと考えてございます。詳細につきましては次のページに掲載しておりますので後ほど御覧いただければと思っております。対策の3番目「ごみの減量、リサイクルの推進」につきましては、前年度比0.3ポイントしか伸びておりませんが、本年度からサントリー株式会社と協定を結びまして、ペットボトルからペットボトルを再生する効率の良いリサイクル方式がとられますので、PRを図りさらなる率の向上に取り組んでまいりたいと考えます。対策の4番目「車両のZEV化推進」と取組の2項目目「再エネ導入」、こちらの対策の1番目「太陽光発電・蓄電池設備の導入促進」、取組の3項目目であります「森林管理」こちらの対策の2番目「薪ストーブ・ペレットストーブの普及促進」、こ

こちらにつきましては、令和5年度より新規事業として「家庭のゼロカーボン補助金」これを創設いたしまして、家庭の再エネ設備導入による脱炭素化を推進するため、EV自動車の購入をはじめ、太陽光発電、蓄電池設備の導入、薪ストーブ・ペレットストーブの普及促進を図りまして、73件約600万円の補助を実施いたしました。取組の2項目目「再エネ導入」の対策の2番目「公共施設等における太陽光発電や蓄電池設備の導入」及び3番目の「太陽光発電、蓄電池設備導入による避難施設の災害対応力の強化」につきましては、国の二酸化炭素排出抑制対策事業、こちらの補助金を活用しまして避難所となっております公共施設、こちらへの再エネ・省エネ設備導入基本設計、これを実施いたしました。取組の3項目目「森林管理」の対策の1番目「間伐、皆伐再造林等による適切な森林管理の推進」につきましては、矢板市森林整備計画に基づき実施された実績を掲載してございます。以上が令和5年度気候変動対策計画の実績となります。

計画の目標値に対する実績による脱炭素の効果につきましては、前にも申し上げましたが、市の事業だけではなくて国・県・民間事業者の取組と併せ検証する必要がありますが、マクロ的検知での算出方法が必要となります。矢板市独自の算定には無理があると考えておりますので、ゼロカーボンを実現する市の姿勢を示す取組の実績と捉えていただくことをお願いしたいと思います。ひとつの目安としましては、国が公表しております市町村ごとのCO<sub>2</sub>排出量の現状把握、自治体排出量カルテが挙げられますので、資料①として添付してございますこちらを御覧いただきたいと思うのですが、資料①でございます。矢板市と近隣類似市町及び隣接市町のCO<sub>2</sub>排出量を比較したものでございます。この中の部門でございますけれども、こちらの産業につきましては、製造業、建設業、農林水産業からなりまして、製造品出荷額と従業者数を基に

算定しております。その下の業務については従業者数、家庭については世帯数、運輸につきましてはそのうちの自動車が保有台数、鉄道が人口、これを基に算定しております。矢板市は国の基準年度 2013 年度と直近のデータ 2021 年度との比較において 36%の削減が図られております。特に産業における 63%の削減が顕著でございます。こちらにつきましてはシャープ株式会社栃木工場の撤退が要因として考えられます。こういった点は矢板市だけではなく、近隣の市町においても社会情勢や地域特有の課題などによりまして大きく変動しているところがございます。

このことから、脱炭素社会を構築するための市町村の役割でございますけれども、市町村ごとに状況の異なる地域社会において、環境と経済とのバランスを図るイノベーションをいかに醸成できるかが重要であると考えております。令和 5 年度の矢板市環境基本計画並びに矢板市気候変動対策計画の実績報告は以上でございます。なお、この実績につきましては 8 月 6 日に開催しました矢板市環境審議会において御承認いただいておりますことを申し添えます。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○伊藤議員 はい、御説明ありがとうございました。非常に矢板市の環境に関しては太陽光発電初め、非常にあの全国でもレベルが高い位置にいると私は考えております。その中で昨年度矢板市文化スポーツ複合施設ですね、その中で Z E B R e a d y と、Z E B (ゼロエネルギービル) ですね。そのエリア 4 段階のうちの上から 3 番目だと私は記憶しておりますが、ここになぜその太陽光発電を付けなかったのか。なぜその上の段階の N e a r l y Z E B を目指さなかったのか。今後、そういった先ほども御説明ありましたが、公共施設なるべくその Z E B でやっていきたいというお話ありましたが、今後この矢板市



文化スポーツ複合施設に関しては太陽光発電を付けるなど、またそういったエネルギー対策はどうしていくのか、御説明をお願いしたいと思います。

○生活環境課長 伊藤議員の御質問にお答えいたします。矢板市文化スポーツ複合施設でございますが、当初文化会館が被災したということで、早急なる再建といえますか、必要だということもございまして、予算の制約等から、とりあえずZEB Readyを取得した建物に関して最高値の環境性能を求めたということでございます。その後環境補助等を使用したですね、太陽光の設置を計画はしております。現段階もこういった形での有利な設置がいいかということで検討を進めている段階、それによってNearly ZEBもしくはZEB、これを進めていきたいというふうに考えています。

○議長 よろしいですか。

○伊藤議員 はい。

○議長 他に御質疑等はございますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ⑥ 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

---

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○建設課長(柳田豊) 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について御報告いたします。資料を御覧いただきながらお聴き取りください。

本条例の上位法であります道路法の施行令の一部が国におきまして、令和5年4月1日に改正され、また、栃木県におきましては、令和6年4月1日に改正されましたので、今回、本市の道路占用料徴収条例の一部を改正するものがございます。

それでは改正内容を御説明させていただきます。主なものは額の一部改定であります。占用料の額につきましては、民間における地価水準や地価に対する、賃料の水準の変動等を人口規模で区分したものを勘案して算定されております。国においては、固定資産税評価額の評価替えに伴い、3年ごとに見直しされております。今般国が令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替えを踏まえまして、令和5年度に占用料の額が改正されたものでございます。これら改正による本市の影響額といたしましては、令和6年4月1日現在の占用物件内容で試算いたしますと、約52万円程度の歳入が増額となる見込みでございます。

この条例の一部改正につきましては、第398回定例会議に議案として提出させていただきますので、御審議のほどお願いいたします。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ⑦ 市道路線の認定について

---

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○建設課長 市道の路線認定について御報告いたします。資料を御覧いただきながらお聴き取りください。

現在栃木県におきまして、主要地方道塩原・矢板線、主要地方道矢板・那須線（泉バイパス）及び片岡工区新設事業施行に伴い、今後両旧道区間が供用開始時に移管されるため、市道2路線を新たに認定するものと、市道1路線を変更しようとするものでございます。また、栃木県では、栃木の道開通宣言2023

におきまして、主要地方道矢板・那須（泉バイパス）や、片岡工区を令和8年度に開通と公表しているところでございます。

それでは詳細は平面図を御覧いただきながら御説明させていただきます。まず3ページ目、位置図左上の青色矢印の路線であります。路線名市道泉7号線は、主要地方道塩原・矢板線道路新設事業に伴い、新規に認定いたすもので、起点は泉537番2から終点が泉572番2までで、総延長が250メートルとなり、幅員が6.8メートルから11.5メートルで、整備完了後に現市道の泉5号線と交換になる予定でございます。

次に2ページ目位置図の赤色矢印の路線であります。路線名市道乙畑・片岡40号線は、都市計画道路片岡西通り街路工事及び主要地方道矢板・那須線、片岡工区道路改築工事事業に伴い新規認定いたすもので、起点は乙畑1465番2から終点が片岡2095番252までで、総延長が1,577メートルとなり、幅員が9.3メートルから13.3メートルで、整備完了後に旧道区間が移管される予定でございます。また途中の紫色両矢印区間におきましては、主要地方道塩谷・喜連川線の県道同士でも重複区間となっております。

三つ目が、3ページ目の位置図に戻りまして、緑色矢印の路線でありまして、実線が変更前で破線が今回の延伸による変更区間でございます。路線名市道下太田・田野原1号線は、主要地方道矢板・那須線（泉バイパス）道路新設事業に伴い、現市道の下太田泉1号線を変更認定いたすものでございます。変更前と起点が同じで、終点が泉572番3までであった路線を北側に385メートル延伸し田野原331番4までの総延長が2,251メートルとなります。幅員については変更がございません。こちらも整備完了後に旧道区間が移管される予定でございます。

この市道2路線の新規認定と1路線の変更につきましては、第398回定例

会議に議案として提出させていただきますので、御審議のほどお願いいたします。

報告は以上になりますよろしく申し上げます。

○議長 御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ⑧ 事故報告について

---

○議長 次に、⑧について説明を求めます。

○建設課長 道路等において発生した事故について御報告いたします。

内容については道路上での倒木事故でございます。事故発生日時は、令和6年7月27日午前10時頃、場所は矢板市針生地先の認定外道路上です。添付資料の位置図を御覧いただきながらお聴き取りください。

事故状況は、針生踏切近くの認定外道路の境界木が倒れ、事務所等を破損したものでございます。今後の対応につきましては、事故当事者との示談に入りますが、合意が成立した場合は、専決処分などの所定の手続きを進めてまいりますので、よろしく申し上げます。なお、この事故の発生箇所につきましては、事故後相手方に倒木を除去していただいたところであり、今後とも道路での事故再発防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑨ 事故報告について

---

○議長 次に、⑨について説明を求めます。

○建設課長 こちらもですね、道路等において発生した事故について御報告いたします。内容については道路上での車両破損事故でございます。事故発生日時は令和6年7月27日午後2時ごろ、場所は矢板市幸岡地先の市道幸岡・塩田8号線上です。

添付資料の位置図を御覧いただきながらお聴き取りください。事故状況は、矢板運動公園野球場手前路上に設置されている横断側溝におきまして、乗用車が通過した際にグレーチングが跳ね上がり、車体等を損傷したものでございます。今後の対応につきましては、事故当事者との示談交渉に入りますが、合意が成立した場合は、専決処分などの所定の手続きを進めてまいりますのでよろしくお願いたします。なお、この事故の発生箇所の横断側溝につきましては、事故後速やかに応急対応工事を完了したところであり、今後とも道路上での事故再発防止に努めてまいります。

報告は以上となります。

○議長 説明終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑩ 令和6年度全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結果について

---

○議長 次に、⑩について説明を求めます。

○教育監(小原智江) 今年度実施した全国学力学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結果について御報告いたします。

全国学力学習状況調査は、4月18日に小学6年生を対象として国語・算数、中学3年生を対象として国語・数学が実施されました。その結果が文部科学省から7月29日に公表されております。平均正答率から結果を見ますと、小学6年生につきましては、国語は全国平均・県平均を上回り、算数は全国平均・県平均と同程度という結果となりました。中学3年生につきましては、国語・数学とも、全国平均・県平均を下回る結果でした。

同日に実施されたとちぎっ子学習状況調査は、栃木県の小学4・5年生を対象として国語・算数・理科、中学2年生を対象として国語・数学・社会・理科・英語が行われました。その結果が、県教育委員会から7月29日に公表されております。平均正答率から結果を見てみますと、小学4年生につきましては3教科とも県平均正答率を上回り、5年生は3教科とも県平均と同程度という結果となりました。中学2年生につきましては、社会が県平均正答率を下回ったものの、他の4教科は県平均と同程度という結果でした。

今回の結果を受けまして各学校においては、本調査の結果を全職員で分析検討して、学力向上改善プランを作成しているところです。子供の学ぶ意欲・学習習慣や教師の指導力、保護者の理解・協力の視点からアプローチできることを話し合い、昨年度の取組の良かった点や改善点を検証・改善し、学力向上を目指してまいります。教育委員会といたしましては引き続き、教師の指導力向上に力を入れてまいります。

今年度から、矢板中学校区でも取り組むことになりました。小学校と中学校の連携に力を入れ、児童生徒の現状と共に、互いの指導方法や学習内容の系統性を理解し合えるようにしてまいります。中学校については、授業研究会の持ち方や調査研究の分析とその対策について共に話し合う場を設け、教員の意識の転換を図ります。また、家庭教育力の向上を目指し、メディアの使用と学力

向上について、保護者の理解を深められるような取組を続けてまいります。

○議長 説明終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

## 5 その他

---

○議長 次に5 その他に入ります。議員各位及び市当局から何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

## 6 閉会

---

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。 (11:16)

令和 年 月 日

議長